

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 生命保険金を受け取った場合の税金について

生命保険契約に基づいて受け取る主な保険金には、満期保険金、死亡保険金、生前給付の保険金がありますが、それぞれ保険金を受け取る際に課税される税金の種類が変わります。今回は生命保険金を受け取った場合の税金についてご紹介いたします。

### 1. 課税関係

#### (1) 満期保険金

満期保険金を受け取った場合、保険料の負担者と保険金の受取人の関係に応じて課税される税金が変わります。例えば、保険料を夫が負担して、保険金の受取人を自分にしたケースと妻にしたケースでは下表のような結果になります。

保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
夫	夫	所得税
夫	妻	贈与税

#### (2) 死亡保険金

死亡保険金を受け取った場合、被保険者と保険料の負担者と保険金の受取人の関係に応じて課税される税金が変わります。例えば、親を被保険者とした契約で、子とその配偶者が出てくるケースでは下表のような結果になります。

被保険者	保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
親	子	子	所得税
親	親	子	相続税
親	子	子の配偶者	贈与税

#### (3) 身体障害保険金、リビングニーズ特約の特約保険金などの生前給付の保険金

保険金の受取人が被保険者本人である3代疾病保険金や身体障害保険金、リビングニーズ特約の特約保険金などの生前給付の保険金を受け取った場合は、全額非課税となります。

### 2. 所得税が課税される場合

保険契約によって保険金の受け取り方法を一時金方式と年金方式の2種類から選ぶことができます。この時にどちらの方法を選ぶかにより所得金額の計算方法が変わってきますので注意が必要です。

#### (1) 一時金方式による受給

保険金を一時金で受け取る場合、所得税の計算上は一時所得として取り扱われますので、次の算式により所得金額を算出することとなります。

$$(\text{保険金の額} - \text{払込保険料の総額} - \text{特別控除50万円}) \times 1/2 = \text{一時所得の金額}$$

#### (2) 年金方式による受給

保険金を年金で何年かにわたって受け取る場合、所得税の計算上は雑所得として取り扱われますので、次の算式により所得金額を算出することとなります。

$$\text{その年中に受け取った年金の額} - \text{その年金額に対応する払込保険料の額} = \text{雑所得の金額}$$

### 3. 贈与税が課税される場合

贈与とされた満期保険金の受け取り額が贈与税の基礎控除額 110 万円に満たなければ申告の義務はありません。なお、生命保険契約の契約者の名義変更をただけでは贈与税は課税されませんが、保険金の受け取りの際に贈与税の課税対象となります。

### 4. 相続税が課税される場合

死亡保険金の受け取りについて相続税が課税される場合、次の算式で算出した非課税限度額を超えた金額に対して相続税の課税対象となります。

$$50\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{生命保険金の非課税限度額}$$